

# 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画

令和8年4月

南那須地区広域行政事務組合

# 南那須地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月1日  
南那須地区広域行政事務組合長

南那須地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、南那須地区広域行政事務組合長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課人事担当及び各所属総務担当により、本計画の策定・変更・本計画に基づく取組の実施状況・数値目標達成の点検・評価等について協議を行い、着実な推進を図るものとする。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、事務局、保健衛生センター、施設整備室、消防本部、那須南病院において、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり数値目標を設定し、実施期間において目標達成に向けた取り組みを実施する。

なお、この目標は、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### (1) 管理的地位への女性職員の登用

前計画期間中の管理職における女性職員の割合は、概ね25～30%で推移しており、令和6年度は25%となっている。

今後は、女性管理職の割合30%を目標とした登用を行っていく。

### (2) 男性職員の育児休暇等の取得促進

前計画期間中の取得率の推移は増加傾向であり、令和6年度の男性職員の育児休業取得率は37.5%、配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇（いわゆる

「男性の産休」取得率は75%となっている。

引き続き男性職員の「配偶者の出産に係る休暇」及び「育児参加のための休暇」の取得率を80%以上とする。

(3) 超過勤務時間の削減

平成31年4月1日に超過勤務命令を行うことができる上限が人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第16条の2の2に施行されことを踏まえ、長時間の超過勤務を行っている職員を考慮し、超過勤務の上限月30時間、年間360時間を超えて勤務させないことを目標とし、超過勤務の更なる抑制を図る。

(4) 年次有給休暇の取得促進

職員1人あたりの年次有給の取得日数15日以上を目標とする。

(5) 女性消防吏員の採用

消防職で採用した職員における女性消防吏員の割合は、前計画期間中を通して0%であるため、令和12年度までの消防吏員における女性職員の比率目標を引き続き5%とする。

#### 4 女性職員の活躍推進に向けた目標を達成するための取組

3で掲げた数値目標達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 管理的地位への女性職員の登用

ア 一般事務職員の管理職適応年齢の女性職員が少ないことに起因して、管理的地位への女性職員登用が少ないが、適任者であれば性別に関係なく管理職に登用することとする。

イ 管理職候補の育成過程において、職員の能力と経験、資質の向上を図るために、人事評価制度の実施・活用及び計画的な人事異動を実施する。

ウ 管理職の養成等を目的とした研修を実施し、昇任への意識改革に取り組むこととする。

エ 管理的地位への女性の登用に向け、職場でのハラスメント相談窓口の周知徹底を図り、誰もが能力を発揮できる職場環境を整備する。

(2) 男性職員の育児休業等の取得促進

ア 男性職員も育児休業等の取得ができることの周知徹底、及び育児休業等の取得推進を図る。

イ 男性職員が配偶者の産前産後期間中に、その出産に係る子または小学校就学前までの子を養育する「育児参加のための休暇（5日）」や、「配偶者の出産のための休暇（2日）」を取得できることの周知徹底、及び休暇の取得促進を図る。また、父親の特別休暇等の取得について、管理職は対象職員と面談を行い、組織として応援する体制を構築する。

(3) 超過勤務時間の削減

- ア 毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、定時退庁を原則とする。管理職は職員への声かけ等により一斉退庁を促すほか、業務の優先順位の整理をし、翌日への業務繰越の指導をする。
- イ 時間外勤務は、職員による事前の申請に基づき、命令者が緊急性・必要性を判断したうえで、開始前までに命令を行う。
- ウ 時間外勤務命令者は、超過勤務の実態を調査するとともに、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化に努める。

(4) 年次有給休暇の取得促進

- ア 所属長（各課長等）は、部下の年次有給休暇取得状況を把握し、計画的な取得を指導する。
- イ 所属長（各課長等）は、職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、事務処理において相互支援ができる体制を整備する。
- ウ 国民の祝日や夏季休暇と合わせた連続休暇の取得を推奨する。

(5) 女性消防職員の採用

消防職員採用試験等において、採用試験方法等の検討を行い、計画的な採用を実施する。